

仕様書

本仕様書は、市立海浜病院（以下「発注者」という。）が受注者に対して、診療録保管管理業務委託の実施に際して、必要な事項を以下のとおり定めるものである。

1 件名

令和5年度診療録保管管理業務委託

2 概要

(1) 目的

本業務は、発注者の診療録の保管業務を専門に行う業者に委託することにより、診療録の保管する場所を確保するとともに、適正に管理し安定した医療サービスの提供に資することを目的とする。

(2) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(3) 履行場所

ア 受注者の保管施設

イ 市立海浜病院（千葉市美浜区磯辺3丁目31番1号）

3 委託する業務

(1) 発注者の診療録の保管・管理業務

(2) 診療録の返却・回収等業務

4 保管、管理の範囲

発注者の指示する次の診療録を保管・管理すること。

No.	名 称	数 量	分類記号	備 考
1	マイクロ済みカルテ	2 箱	N 1	
		6 箱	N 2	
		4 箱	N 3	
		230 箱	N 4	
		488 箱	N 5	
		252 箱	N 6	
		587 箱	N 7	
2 入院患者カルテ		1 箱	カ 2	
		90 箱	カ 3	死亡退院
		1 箱	カ 4	
		3 箱	カ 5	
		0 箱	カ 6	
		0 箱	カ A	
		122 箱	カ B	
		27 箱	カ C	
		917 箱	カ D	
3 外来患者カルテ		88 箱	B 5	
		1 箱		
		2 箱		
4	眼科カルテ	1 箱		
5	耳鼻科カルテ	2 箱		
6	夜急診カルテ	1 箱	カ 8	

7	問診票等	33箱	
---	------	-----	--

※現在の保存箱の大きさ (470 mm×330 mm×260 mm)

※現在の保存箱は概ね50～60枚の診療録を収容。

5 保管、管理方法

- (1) 診療録番号順に整理し、発注者の求めに応じていつでも取り出せるよう適切な方法で管理すること。
- (2) 発注者からの問い合わせ時に、診療録の検索・照合・抽出ができる体制であること。
- (3) 個人情報の取り扱いに十分留意し、紛失、棄損、流出がないようにすること。

6 保管・管理施設

- (1) 受注者が直接管理している保管施設であること。
- (2) 診療録の書類保管に適した施設環境（温度、湿度等）を備えていること。
- (3) 火災、浸水、災害、盗難、個人情報等の漏えいを防止するための措置がとられていること。
- (4) 保管・管理施設への従事者等の出入りが明確に把握できること。
- (5) 24時間警備体制が整っていること。
- (6) 保管・管理施設については、市町村が作成するハザードマップエリアにより指定されているエリア外に立地していること。

7 診療録の個別返却

- (1) 受注者は、発注者から診療録の返却請求を受けたときは、以下のとおり対応すること。
 - ア 午後3時までの受付分は翌日（ただし、翌日が千葉市病院事業の設置等に関する条例施行規程第2条第1項第3号に規定する休診日（以下、「休診日」という。）に当たる場合は、その翌日）までに返却すること。
 - イ 午後3時以降の受付分は翌々日（ただし、翌日が休診日の場合は、その翌日）までに返却すること。
- (2) 発注者からの返却請求はファクシミリを使用する。
- (3) 受注者は、上記の手順によらない返却請求を受けたときは、別途手順を調整のうえ対応する。

8 利用済みになった診療録の回収

受注者は、返却した診療録について発注者と協議の上、回収時期を決定し、所定の保管施設へ収納し管理すること。

9 輸送時の体制

受注者は、輸送時に個人情報の取り扱いに十分留意し、紛失、棄損、流出がないよう十分な対策を講じること。

10 業務報告

受注者は、発注者に以下の項目に関する本件業務の管理状況報告書を提出し、検査を受けなければならない。

- (1) 每月の保管管理一覧表
- (2) 每月の上記分類記号ごとの入出庫履歴
- (3) 每月の出庫回数

11 関係法令の遵守

受注者は、業務を遂行するにあたって、千葉市個人情報保護条例、その他関係法令を遵守しなければならない。

1 2 損害賠償責任

受注者は、発注者より委託を受けた本件業務の実施にあたり、盜難・紛失・火災その他の原因により、発注者又は第三者に損害を及ぼした時は、損害賠償の責を負わなければならぬ。ただし、天変地異、その他不可効力による場合はこの限りではない。

1 3 契約終了時について

本契約が終了した場合、受注者は、発注者の指定する外部保管業者に対して迅速かつ円滑に引継ぎを行い、次の外部保管を速やかに履行できるよう最大限の協力をしなければならない。

1 4 その他

- (1) 契約開始時に現在の保管施設から他の保管施設へ診療録を移送することに伴う諸費用は、すべて受注者が負担すること。
- (2) 発注者の返却請求による診療録の入出庫料及び搬送料は、委託費用に含まれるものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は本契約中疑義が生じたときは、その都度、発注者及び受注者は誠意をもって協議し決定するものとする。